



公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和8年1月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社BWM
 - (2) 住所 宮城県仙台市青葉区大町二丁目10番14号
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 齋藤 博
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県登米市南方町実沢147番、148番、150番、151番1、152番1、152番2
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
がれき類等の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。）第7条第8号の2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
木くず
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）
木くず 89.6トン/日（11.2トン/時間 8時間稼働）
- 6 許可年月日
令和8年1月15日
- 7 許可番号
07-100-0
- 8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 9 担当課
宮城県環境生活部廃棄物対策課（電話 022-211-2648）